

○杵築市保育料減免取扱要綱

平成18年5月19日告示第25号

改正

平成21年3月25日告示第19号

平成22年3月26日告示第20号

平成24年3月19日告示第20号

平成27年3月30日告示第4号

平成28年10月26日告示第78号

杵築市保育料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、杵築市保育所保育料徴収規則（平成17年10月1日杵築市規則第56号）第4条に規定する保育料の減額又は免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の事由及び減免の額)

第2条 子ども子育て支援課長は、保育所に入所して保育の実施を受ける児童の属する世帯（以下「世帯」という。）が、次の各号に掲げる減免の事由のいずれかに該当すると認められるときは、別表に定めるところにより減免することができる。

- (1) 火災、風水害（床下浸水を除く。）、震災その他の災害により、常時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき。
- (2) 世帯に疾病者があり、疾病に係る必要な経費を支出しなければならないことにより生計の維持が困難となったとき。
- (3) 生計中心者の倒産、失業（自己都合による退職は除く。）等により、収入が著しく減少し、生計の維持が困難となったとき。
- (4) その他特別の事由があると子ども子育て支援課長が特に認めるとき。

(減免の申請)

第3条 保育料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、保育料減額（免除）申請書（様式第1号）に、別表に定める添付書類を添えて、子ども子育て支援課長に申請しなければならない。

2 子ども子育て支援課長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、減免を認めるときは保育料減額（免除）決定通知書（様式第2号）により、減免を認めないときは保育料減額（免除）不決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(減免の期間)

第4条 減免の期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、減免の期間は、減免の申請のあった日の属する年度を越えることはできない。

(減免事由消滅の届出)

第5条 第2条第2号から第4号までに規定する事由により、減免を受けている者は、当該減免の事由が消滅したときは、直ちに保育料減額（免除）事由消滅届（様式第4号）により子ども子育て支援課長に届け出なければならない。

(減免の取消し)

第6条 子ども子育て支援課長は、減免の事由が消滅したと認めるとき、又は虚偽により減免を受けたと認めるときは、減免の決定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月25日告示第19号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第20号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日告示第20号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第4号）
この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月26日告示第78号）
この告示は、公示の日から施行する。

別表

保育所保育料減免基準額表

減免の事由		対象の範囲	減免の額		減免の期間	添付書類
第2条第1号	火災、風水害（床下浸水を除く。）、震災その他の災害により、常時居住する家屋等に著しく損害を受けたとき。	(1) 全焼、全壊又はこれらに類する被害を受けた世帯	保育料の全額		災害が発生した日の属する月から6か月間	り災証明書その他災害の被害の程度を証する書類
		(2) 半焼、半壊又はこれらに類する被害を受けた世帯	保育料に2分の1を乗じて得た額			
第2条第2号	世帯に疾病者があり、疾病に係る必要な経費を支出しなければならないことにより生計の維持が困難となったとき。	申請月の前3月分の所得税法（昭和40年法律第33号）第73条第2項に規定する医療費の平均月額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。）が、その世帯の当該前3月分の平均収入月額に対して占める割合が3割以上の世帯	医療費の平均月額の割合が7割以上	保育料の全額	減免の申請の日の属する月の翌月から減免の事由を欠くこととなった日の属する月までとする。	(1) 診断書 (2) 医療費の領収書 (3) 申請月の前3月分の給与その他の収入の状況を証する書類
			医療費の平均月額の割合が5割以上7割未満	保育料に2分の1を乗じて得た額		
			医療費の平均月額の割合が3割以上5割未満	保育料に10分の3を乗じて得た額		
第2条第3号	生計中心者の倒産、失業（自己都合による退職は除く。）等により、収入が著しく減少し、生計の維持が困難となったとき。	減免の事由が生じた日の属する月以後で申請月の前3月の平均収入月額（失業給付金等を含む。）により計算される年間収入額が、減免の事由が生じた日の属する年の前年の収入額と比較して6割以下に減少した世帯。ただし、退職所得が100万円以上ある場合を除く。	現に認定を受けている階層の保育料から、減免の事由が生じた日の属する月以後で申請月の前3月の平均収入月額から推定される保育所保育料基準額表に定める階層区分の保育料を減じて得た額		減免の申請の日の属する月の翌月から減免の事由を欠くこととなった日の属する月までとする。	(1) 離職証明書 その他倒産、失業等を証する書類 (2) 減免の事由が発生した日の属する月以降で申請月の前3月分の給与その他の収入の状況を証する書類 (3) 雇用保険受給資格者証
第	その他特別の事		子ども子育て支		子ども子	子ども子育て支援

2 条 第 4 号	由があると子ども子育て支援課長が特に認めるとき。		援課長がこの表を基準に定める金額	育て支援課長がこの表を基準に定める期間	課長が必要とする書類
-----------------------	--------------------------	--	------------------	---------------------	------------

備考

- 1 減免後の保育料の額に10円未満の端数を生ずるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 必要な添付書類の提出ができない場合で、実地調査により確認できるときは、当該添付書類の提出を省略することができる。
- 3 この表に規定する添付書類のほか、子ども子育て支援課長が必要とする書類があるときは、当該書類の提出を求めることができる。

保育料減額（免除）申請書

杵築市子ども子育て支援課長 殿

(申請者)

住所

氏名

下記のとおり、保育料の減額（免除）の申請をします。

記

区分	氏名 個人番号（マイナンバー）	児童との 続柄	生年月日
児童の 世帯員			
入所児童 個人番号（マイナンバー）			
入所児の生年月日	年	月	日 生まれ
入所保育所名			
保育料	階層	月額	円
申請事由の発生日	年	月	日
申請の事由 [具体的に詳しく記入してください。]			

備考 この申請書には、申請の事由の事実を証明できる書類を添えてください。

杵築市が本申請に必要な市町村民税の情報（同一世帯者含む）及び世帯情報の確認
をすることに同意します。

申請者氏名 ㊟

保育料減額（免除）決定通知書

年 月 日

殿

杵築市子ども子育て支援課長 印

年 月 日付けで申請のあった保育料の減額（免除）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

入 所 児 氏 名	
入 所 児 の 生 年 月 日	年 月 日 生
入 所 保 育 所 名	
減額（免除）決定年月日	年 月 日
決定を受けた減額（免除）の期間	年 月分から 年 月（事由の消滅月）分まで
既 決 の 保 育 料	階層 月額 円
減 額 （ 免 除 ） の 金 額	減額の金額（月額 円） ・ 免除
減額（免除）後の保育料	階層 月額 円

保育料減額（免除）不決定通知書

年 月 日

殿

杵築市子ども子育て支援課長 印

年 月 日付けで申請のあった保育料の減額（免除）について、下記の理由により減額（免除）しない旨決定したので通知します。

記

〔理由〕

保育料減額（免除）事由消滅届

年 月 日

杵築市子ども子育て支援課長 殿

住 所

氏 名

印

年 月 日付けで決定通知のあった保育料の減額（免除）について、当該決定通知を受けた減額（免除）の事由が消滅したので届け出ます。

記

入 所 児 氏 名	
入 所 児 の 生 年 月 日	年 月 日 生
入 所 保 育 所 名	
減額（免除）決定年月日	年 月 日
決定を受けた減額(免除)の期間	年 月分から 年 月（事由の消滅月）分まで
減額(免除)事由の消滅年月日	年 月 日
既 決 の 保 育 料	階層 月額 円
減額（免除）の既決額	減額の金額（月額 円） ・ 免除
備 考	 <hr/> <hr/> <hr/>